化学製品ＰＬ相談センター　　2013 年 3 月 8 日発行

# アクティビティーノート〈第 193 号〉

Contents

2013 年 2 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．相談業務
1.1. 2013 年 2 月度 相談受付件数 (P. 1)
1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P. 2～8)
２．入手資料の紹介 (P. 9)
３．メディア情報から (P. 10)
４．化学製品による事故を防ぐために（シロアリ防除） (P. 11～12)

## １．　相談業務

### １．１．　相談受付件数

2013 年 2 月度 相談受付件数（1／25～2／22 実働：20 日）

| | 事故クレーム関連相談 | 品質クレーム関連相談 | クレーム関連意見･報告等 | 一般相談等 | 意見･報告等 | 合計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 消費者･消費者団体 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 | 31% |
| 消費生活Ｃ･行政 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 7 | 44% |
| 事業者･事業者団体 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 25% |
| メディア･その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0% |
| 合計 | 5 | 3 | 0 | 8 | 0 | 16 | |
| 構成比 | 31% | 19% | 0% | 50% | 0% | | 100% |

相談内容別構成比(2月度)

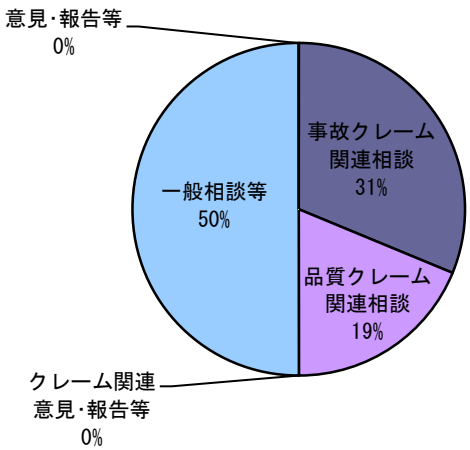


相談者別構成比(2月度)

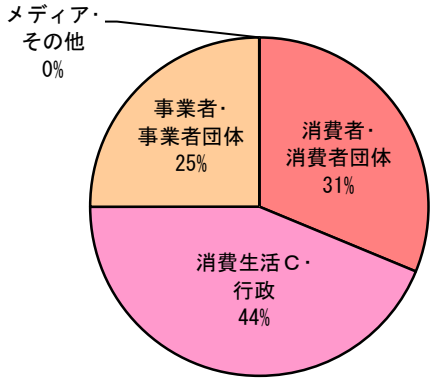


相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

| | |
|---|---|
| 事故クレーム関連相談 | 製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの |
| 品質クレーム関連相談 | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情 |
| クレーム関連意見･報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等 | 一般的な相談･問い合わせ等 |
| 意見･報告等 | 一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの |

## １．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

※「臭い」と「ニオイ」の区別について
不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方かいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

### ◆事故クレーム関連相談－５件

1. **＜システムキッチンにリフォーム後、体調不良＞　「先日、木造の調理台を、△△社のステンレス製システムキッチンにリフォームした。リフォーム時には、取り立てて異臭がする等の不具合はなかった。しかしその後、自分は手足の震え・動悸といった症状が出ているが、医者の診断は受けていない。発症の時期からみて、症状の原因はシステムキッチンにあると考え、来週メーカーを呼んで改善を求める予定である。ついては、このような事例があるか知りたい」との相談を、中高年の女性から受けている。化学製品ＰＬ相談センターでは、同様な相談を受けた事例があるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒過去１２年にさかのぼって調査しましたところ、当センターでは、システムキッチンをリフォームした後の体調不良について、３件の問い合わせがありました。症状として、頭痛、めまい、目の刺激感、発疹などが報告されています。しかし、いずれも因果関係の客観的証明が難しく、住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/)をご紹介したケースもありました。本件の場合も、システムキッチンのリフォームと症状との因果関係を、客観的に証明する必要があると思われます。また、体調不良については、やはり専門の医師の診断を受けるべきでしょう。

2. **＜エアコンから漏れたフロンガスで体調不良＞　「マンションに住んでいる。５ヵ月前に購入・設置した△△社製エアコン〇〇の利きが悪かったため、２ヵ月前にメーカーに修理を依頼したところ、冷媒ガスが漏れていたことがわかり、メーカーは室内機を交換した。同じころ、家族（夫婦、乳幼児 計３名）全員が風邪っぽく、内科に見てもらっていた。今は症状は治まっている。当時の風邪っぽい症状が、冷媒ガスを吸い込んだためだろうか。メーカーに、冷媒ガスの安全性を問い合わせたが、回答がない」という相談を、４０代の女性から受けている。冷媒ガスの安全性はわかるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒お話しいただいた機種は、当センターがインターネットで調べた取扱説明書によると、冷媒としてフロン系のＲ４１０Ａを用いているとのことです。この冷媒は、日本フルオロカーボ

ン協会が公開している安全性データシート（ＳＤＳ）によりますと、「吸入毒性は極めて低く、通常の使用状態においては窒息、麻酔、肝臓障害などを起こすことはほとんどない」とされています。しかし、特定の製品の安全性等は、そのメーカーでなければ責任をもって答えることができません。ガスが漏洩した箇所や量などによっても、影響が異なると考えられますので、メーカーに十分な説明を求めるとともに、必要でしたら当時の症状と漏洩したガスとの関係について、担当医にご相談されるよう、お話しされたらいかがでしょうか。

3. **＜燃えたキルティングコートにより発生したススやガスの安全性＞　「２日前、娘がキルティングのコートを着たまま、台所で家事をしていたところ、本人の不注意でコートの脇の部位（約２０ｃｍ）に火がついた。自分が火に気づいて直ちに消し止めたが、その際、化繊の燃える臭いがして、自分はススやガスを吸ってしまった。このススやガスは、有害だろうか。また、台所を掃除し食材等は洗ったが、扉の開いていた電子レンジの庫内は掃除せずに使用した。庫内に入った可能性のあるススが、健康に悪影響を及ぼさないだろうか。なお、今のところ体調に異常はない。コートの素材は、『生地=ポリエステル１００%、綿=アクリル５%、ポリエステル９５%』と記載されている」という相談を、６０代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒化学繊維が燃焼した際の生成物については、その燃焼状態によって、燃焼生成物の有害性が大きく左右されることが知られています。また、お聞きした成分表示は化学物質の一般名称であるため、その名称だけでは、安全性はわかりかねます。やはり、特定の製品の安全性等は、そのメーカーでなければ責任をもって答えることができません。キルティングコートのメーカーにお問い合わせいただくとともに、健康に関して不安があれば、内科医に事情を話してご相談されるとよろしいでしょう。

4. **＜シリコン潤滑スプレー使用後に鼻血＞　１か月程前に、６畳の洋間に置いているパソコンデスクのキャスターが、軋み音を立て始めた。そこで近くのホームセンターでシリコン潤滑スプレー〇〇（無溶媒、ＬＰガス使用）を購入し、部屋の窓を開けて回転部分に充分スプレーしたところ、軋み音は解消した。しかし翌日から、自分と息子（４０歳）はその部屋にいる間、鼻血が出るようになった。また同時に、パソコンデスクに置いているパソコン（３年前の購入）も、電源を入れると異音がして起動できなくなってしまった。これらの原因が潤滑スプレーの噴霧にあると考え、６畳に置かれた家具を撤去し、専門の業者に室内をクリーニングさせ、更に床のカーペットを廃棄したが、症状は今も改善されていない。このようなことが起こりうるだろうか。また、これからどう対処すればいいか、アドバイスが欲しい。化学製品ＰＬ相談セ**

ンターは、保健所より紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性については、当センターではわかりかねます。製品の使用状況とご自分の症状をメーカーにお話されて、製品の安全性等についての見解をご確認ください。なお、一般的にはシリコンオイルは極めて安全な物質です。また、症状が長引いていることから、息子さんともども、専門の医院で受診し、その指示に従う事をお勧めします。

5. ＜殺蛆（うじ）剤処理後の脱臭方法＞　自分は化学物質過敏症と診断されて現在も治療している。３０年程前に自治会で貰った殺蛆剤を自宅に隣接した物置に置いたままにしていた。先日、物置の荷物整理の際、誤って殺蛆剤の瓶を落とし、割ってしまった。物置の床はコンクリートで、周りはブロックで覆われ水で洗い流すことができなかったので、雑巾で吸い取った。しかし、臭いが消えず、自分は頭痛などの症状を発症してしまったが、家族は影響がなかった。メーカー名や商品名は分からなかったが、ある殺蛆剤のメーカーに聞いて、水拭きの繰り返し、消石灰と土の混合したものを被せ、ポリ袋等で覆い、部屋に活性炭入りの空気清浄器を2台置いた。しかし、効果が感じられない。他にこの臭いを消す、または中和する方法は無いか。化学製品ＰＬ相談センターはそのメーカーから聞いた。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒当センターが調べたところ、一般的な殺蛆剤で使われる成分は水に溶けにくい塩素系化合物と思われます。水を使わない脱臭方法には、活性炭による脱臭が考えられます。活性炭による脱臭は、臭いの発生源の近くに活性炭を置くことで脱臭効果を高めますので、お部屋に空気清浄器を置くのではなく、発生源の物置に置いた方が効果は高いと思われます。また、臭いの発生元を除去する方法としては、界面活性効果のある中性の洗剤で拭きとりをした後、水拭きすることで薬剤を拭いた布に移し取る方法も考えられますが、ハウスクリーニングの専門業者に相談されることをお勧めします。

◆品質クレーム関連相談－３件

1. ＜首にかける空間除菌剤の安全性＞　「今朝の新聞情報で『消費者庁が、首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤の使用中止を呼びかけている』とのことを知った。同様の商品〇〇を父親（７０才代）に使わせているので、直ちに使用を中止させるべきか、アドバイスが欲しい。なお、商品の主成分は『亜塩素酸ナトリウム』と記載されており、新聞情報に記載されていた『次亜塩素酸ナトリウム』とは異なるようだ」との相談を、中年の女性から受けている。この商品の安全性がわかるか。また、使用は中止させるべきだろうか。〈消費生活Ｃ〉

⇒特定の製品の安全性については、当センターではわかりかねます。やはり、製品については

そのメーカーでなければ責任を持った回答ができませんので、○○のメーカーに、その安全性等についてお問い合わせください。既にメーカーによっては、そのウェブサイト等に安全情報の掲載を始めているところもあります。使用中の製品について、一旦使用を見合わせ、メーカーの見解を確認した後に、使用を継続するか否かを決めるよう、お話しされたらいかがですか。

2. **＜百円ショップで購入した包丁研ぎ器の異臭＞　「２週間程前に、百円ショップで包丁研ぎ器を購入し、帰宅して包装を開けたところ、酸っぱいような鼻をつく異臭がした。材質表示には、『ポリスチレン、ＥＶＡ樹脂、ＡＢＳ樹脂』と記載されている。この商品は廃棄するつもりだが、このようなことがありうるのか、一般的な知識として知っておきたい」との相談を、６０代の男性から受けている。製品表示に記載された販売元に、当センターから確認したところ、「ＥＶＡ樹脂のニオイが残っているのだろう」とのことであったが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒ＥＶＡ樹脂は、エチレンと酢酸ビニルの共重合体です。日本プラスチック工業連盟によれば、製造方法等により、場合によってはＥＶＡ樹脂はわずかに酢酸臭がすることもありうるとのことです。

3. **＜柔軟剤のニオイ成分の安全性＞　「最近の柔軟剤はニオイが強く、嗅いでいると気分が悪くなる。このような強いニオイを長い間嗅いでいて、体に有害ではないのだろうか」との問い合わせを中年の女性から受けている。ニオイも化学物質なので、化学製品ＰＬ相談センターには柔軟剤のニオイで化学物質過敏症等になったという相談は入ってないか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒当センターにもニオイに関する問い合わせは寄せられていますが、柔軟剤のニオイで化学物質過敏症等になったという相談はありません。ニオイ成分の香料については、香料業界の自主基準で安全性が確認されたものだけが使用されています。ニオイの好き嫌いには個人差がありますので、体調が悪くなる訳でなければ、他の香りを試して、自分の好みに合う香りを探されるようにお話しされてはいかがでしょうか。

### ◆一般相談等

- **＜使い捨てマスク 再利用の是非＞　インフルエンザの季節になって、マスクをして外出することが増えている。自分は使い捨てタイプのマスクが手軽なので多用している。しかし、一回の使用で廃棄するのは不経済で、省資源の意味からも、洗濯機で洗って再利用したいと考えている。製品の安全性上、再利用は問題ないか。材質は、ポリプロピレン、ポリエステルと記載されている。（中高年の女性）〈消費者〉**

⇒お話しいただいた材質は、日用品や衣料等で多く使われている汎用のプラスチックです。洗剤で洗うなどの作業によって、材質が大きく変質するといったことは、一般的にはありません。しかし、製品によっては、使用上の注意に「洗濯による再使用はできません」と明記されたものもありますので、メーカーが推奨する使用方法を守るようお願いします。また、特定の製品の使用方法や安全性については、そのメーカーにお問い合わせください。

◆ **＜手の消毒に使える塩素系消毒剤＞　１週間程前に、下痢で内科を受診した際、医師から「手の消毒は、アルコールでは十分消毒できない。塩素系の消毒剤が良い」との指導を受けた。そこで、塩素系の手の消毒薬を探したが見つからず、薬局の勧めに従って、△△社のウィルス除菌スプレー〇〇を購入したが、手洗いに使ってよいものだろうか。（高齢の女性）〈消費者〉**

⇒厚生労働省が公開している「ノロウィルス食中毒に関するＱ＆Ａ」によれば、「調理器具等は次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）で浸すように拭くことで、ウィルスを失活化できます」との記載があります。しかし、手洗いについては、「石けんを十分泡立てて」洗浄することが記載されていますが、塩素系の殺菌剤の使用は謳われていません。また、大阪府感染症情報センターの「物知り講座」には、「手指に次亜塩素酸ナトリウムを使用することはできません」と、明確に記載されています。やはり、手洗いは石けんで丁寧に行うようお願いします。なお、〇〇の注意書きにも「皮膚についたり、目に入ったりした場合は、すぐに水で充分に洗い流してください」との記載があることから、手洗いでの使用を想定した製品ではありません。

◆ **＜三塩化インジウムが使用されている製品の照会＞　自分は金属アレルギーを持っている。皮膚科でのパッチテストの結果、三塩化インジウム、スズ、ニッケルに反応が出たほか、チタンにも少し出た。スズ、ニッケルなどは分かるが、三塩化インジウムは使われているものが分からない。最近、「テレビや液晶にも使用されている」と聞いたので、テレビメーカーに問い合わせたが、「企業秘密で教えられない」と言われた。一般論でもよいので、三塩化インジウムが使用されている製品は分かるか。化学製品ＰＬ相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉**

⇒当センターでは、製品毎に、どのような原料や成分が使用されているかは、把握しておらず、メーカーでないと答えることはできません。なお、パッチテストで三塩化インジウムに反応したということは、インジウムにアレルギーがあるものと考えられます。当センターが調べたところ、タッチパネルなどに使用される透明電極には、酸化インジウムと酸化スズが使われる場合があるとのことです。

◆ **＜安全データシートと製造物責任＞　化学物質を製造して、他の事業者に販売している。相手**

**に安全データシート(SDS)を提供しなかった場合と、SDSの記載内容が不充分だった場合において、相手に損害が発生した際、製造物責任(PL)法の対象になるだろうか。なお、詳しいことは話せない。〈事業者〉**

⇒SDSは、「労働安全衛生法」・「毒物及び劇物取締法」などの対象成分を一定の割合以上含有する製品を事業者間で取引する際に提供が義務付けられているものですので、当該法規により規制されています。PL法は製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る損害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。SDSの記載内容が不充分だった場合に、損害が発生した際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。

- **＜試薬販売における製造物責任（ＰＬ）法上の取扱い＞　試薬を製造・販売する会社で安全管理を担当している。今般新規に〇〇試薬を△△社に販売したいと考えている。商談の中で、△△社から「〇〇はＰＬ法上の分類××に該当するか」との問い合わせを受けている。ＰＬ法ではこのような分類がされているか。またその場合、どのような対応が必要か。化学製品ＰＬ相談センターはインターネットで知った。（若い女性）〈事業者〉**

  ⇒当センターでは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。法律やＰＬ保険の専門家等、適切な部署にご相談ください。なお、ＰＬ法には製品を分類して取り扱う条項はないため、お話にあった「分類××」は、他の法律に基づくものと思われます。△△社にその出典について確認されたらいかがですか。また、ＰＬ法については、消費者庁のウェブサイトに詳細な解説があります(http://www.caa.go.jp/safety/index.html#m05)ので、ご参照ください。

- **＜家庭用電源コードコネクタ出火トラブルに関する情報収集＞　電化製品の製造販売会社で、設計開発を担当している。昨年の秋に消費者庁がリリースしたリコール情報『液晶プロジェクターの電源コードコネクタ内部で出火』を知り、自社で採用しているコネクタの安全性に疑問を持った。自社で調査したところ、出火したコネクタは〇〇樹脂に△△系の難燃剤を加えて使用しており、△△系の難燃剤の加工が不十分であったことが原因とのことである。自社で採用しているコネクタの製造元に問い合わせたところ、使用している難燃剤は△△系ではなく××とのことである。××を用いたこのコネクタには、出火トラブルの恐れはないだろうか。化学製品ＰＬ相談センターはインターネットで知った。（中年の男性）〈事業者〉**

  ⇒当センターでは、特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、当該コネクタを製造し納入しているメーカーにお問い合わせください。なお、当センタ

ーより日本プラスチック工業連盟に問い合わせましたところ、難燃剤の種類にあわせて、添加量、添加方法等を適切に管理する必要があるため、工程管理、品質管理等が重要なポイントであるとのことです。

- **＜科学機器の補修用性能部品の保有期間＞　科学機器の製造販売をしているが、補修用性能部品の保有期間について旧通商産業省から平成８年以前に通達のようなものが出ていたように思うが、その資料があるか。〈事業者〉**

  ⇒当センターには、補修用性能部品の保有期間についての資料はありません。詳しいことは、経済産業省にご確認ください。

- **＜保育所で企画している”プラ板あそび”の安全性＞　某市役所に勤めている。今般、市内の保育所で５才の子供たちに”プラ板あそび”（ポリスチレンの透明板に油性ペンで絵を描き、オーブンで加熱して収縮させ、アクセサリーを作る遊び）をさせたいと考えている。透明版をオーブンで加熱する際や、収縮した透明版の安全性に問題はないか。化学製品ＰＬ相談センターは消費生活センターから紹介された。（若い女性）〈行政〉**

  ⇒特定の製品の安全性については、当センターではわかりかねます。製品は使用目的に合致した使い方をする必要がありますので、”プラ板あそび”用途を明記した製品をお選びいただくとともに、その使用方法や安全性については、メーカーに十分お問い合わせください。なお、ポリスチレンの一般的な性質や安全性は、日本スチレン工業会にお問合せくださるとよいでしょう。

**・・・・・・★ 出前講師のご案内 ★・・・・・・・**

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL　03-3297-2602　　担当　：　保刈（ホカリ））

## ２．　入手資料の紹介

―2013 年 2 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2013 年 1 月度）」
2. ガス石油機器 PL センター「ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ」2013.1
3. 家電製品 PL センター「インフォメーション≪2013 年 1 月度≫」
4. 消費生活用製品ＰＬセンター「平成 25 年 1 月　№2012-4」
5. 日本司法支援センター「ほうてらす　vol 23 冬」
6. 触媒工業協会報「2013 年 1 月　第 108 号」
7. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室の受付状況の報告について」平成 25 年 1 月まで 1 ヵ年
8. (財)消費科学センター　「消費の道しるべ」2 月号

### 化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

**『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。**

- **人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）**
- **費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください。）**
- **お申し込みは E-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。**
  **（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）**
  **① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属･お役職･ご担当など**
  **④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･E-mail アドレス**

**※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。**

## ３．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質･化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

＊ 胆管がんを発症した印刷会社の元従業員らの問題で、新たに１名が労災申請したと厚生労働省が発表。全体の申請者は計６２名（うち死亡３８名） (2/13 産経)

＊ 消費者庁は１８日、携帯型除菌剤「ウィルスプロテクター」の使用中止を呼び掛け。同製品の輸入元は、２２日より自主回収を始めた。(2/19～23 各誌)

＊ 厚生労働省は、印刷所の従業員等に胆管がんが多発している問題で、大阪の印刷会社で働いていた１６人全員の労災請求を認める方針。胆管がんによる労災認定は初めて (2/20 各誌)

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。
**化学製品ＰＬ相談センター**
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

# 化学製品による事故を防ぐために

## シロアリ防除

気付かぬうちに家屋をボロボロに食い荒らしてしまう恐ろしいシロアリ……。高温多湿な日本の風土は、シロアリにとっては快適な棲み家といえます。大切な住まいがシロアリの被害にあわないために、シロアリ防除工事を行うことがありますが、その際に散布された薬剤による体調不調を訴える相談が当センターに寄せられています。

シロアリ防除には、建築物の新築時に行う予防処理と、既存の建築物に対して行う防除処理とがあります。新築時に行う処理は、シロアリの被害と建築物の腐朽を予防する事を目的とします。既存建築物の処理は、建築物を食害しているシロアリを駆除し今後のシロアリ被害を予防する場合と、シロアリ被害は無いが予防のために行う場合とがあります。また防除方法には、土壌処理（家屋の周囲や床下の土壌に薬剤を散布する方法）と木部処理（木材の表面に薬剤を塗ったり吹き付けたり、穴を開けて薬剤を注入したりする方法）があります。

防除に使われる薬剤の成分には、主に家庭・防疫（業務）や農業用の殺虫剤にも含まれるピレスロイド系（ペルメトリン、ビフェントリンなど）、カーバメート系（フェノブカルブ）、ネオニコチノイド系（イミダクロプリドなど）などの種類があり、また、製剤タイプとしても、油剤や乳剤（有効成分に溶剤と乳化剤を加えて均質化したもの）、マイクロカプセル剤（有効成分を無数の微小なプラスチックカプセルに閉じ込め、水に均一分散させたもの）、フロアブル剤（固体成分を微粉末にし、高分子分散剤によって水に分散させたもの）などがあります。

これらの薬剤は、木材や土壌面に浸透し、防蟻（殺蟻）バリアを築くことで効力を発揮しますが、いったん木材や土壌に浸透したものが、長期にわたり大量に空気中に飛散しつづけるのは考えにくいことです。しかし薬剤散布後、日数があまり経過していない状況で、木材や土壌の表面に残ったものが一部飛散し、なんらかの物理的要因（床下換気扇による拡散、床すき間からの侵入、床下と床上空気の強制循環など）によって居住空間へ侵入し、それを吸い込み続けると、人によっては、頭痛、喉の痛み、吐き気、むくみ、皮膚湿疹等の体調不調を引き起こす場合があります。また、有効成分そのものではなく石油系溶剤の臭いで気分が悪くなる人もいるほか、隣家で散布した薬剤が自家に侵入することによって健康を害するというケースもあります。

シロアリ防除の方法には、薬剤散布以外にも、毒餌剤（ベイト財）による駆除もありますので、使用する薬剤の安全性と防除効果、作業手順、処理時・処理後の注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の化学物質に対する感受性なども考慮した上で、それぞれにふさわしい方法を選択するようにしましょう。

また、防除工事の機会を利用して床下の湿気を取るために換気扇を取り付けることも行われているようですが、防除処理をした直後に床下換気扇を長時間作動させると、散布した薬剤を周囲にまき散らすことになり、防除効果が減るばかりか近隣の人とのトラブルになることもあります。床下換気扇は床下に湿気がたま

った時に作動させるもので、常に動かしておくものではありませんから、効果的にご使用ください。

シロアリによる被害は困りますが、防除のための薬剤によって健康への影響があるともっと困ります。

臭気や薬害が問題になった一昔前と異なり、現在広く使用される薬剤は、安全性が確認されているものばかりです。

使用目的に合った薬剤を適切に選択し、正しく工事を行うことをお勧めします。

協力：社団法人 日本しろあり対策協会

※　次号の『アクティビティーノート』は、４月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。